

# 令和8年度 福井県臨時的任用職員募集のお知らせ

受付期間 令和8年8月3日（月）～  
選考日 随時

令和8年8月3日

福井県児童・女性相談所  
〒918-8105 福井市木田3丁目701  
電 話 0776-35-1581

令和8年9月以降、福井県児童・女性相談所に勤務する臨時的任用職員を募集します。

## 1 主な職務内容

- ・家庭の養護相談事例の相談、調査、措置に関すること
- ・母子・精神保健分野についての助言に関すること
- ・その他これに係る業務

今回募集する臨時的任用職員は、期限付で採用するものです。勤務期間は概ね6か月ごとに任期を更新し、最長で7か月程度となります。

ただし、勤務実績等により更新できない場合があるほか職員の休業期間の短縮や人事異動に伴う欠員の解消等により退職いただく場合があります。

## 2 採用職種および勤務場所等

| 職種  | 勤務場所                         | 勤務期間                  | 募集人数 |
|-----|------------------------------|-----------------------|------|
| 保健師 | 福井県児童・女性相談所<br>(福井市木田3丁目701) | 令和8年9月から<br>令和9年3月末まで | 1名   |

## 3 応募資格

次の（1）から（3）までのいずれにも該当する者

- （1）保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師の免許を有する者
- （2）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- （3）普通自動車運転免許を有する者

## 4 選考考査

試験内容 口述試験（受験者の職務遂行の能力等について、個別面接を行います。）  
試験日程 随時（試験日時は改めてご連絡します。）  
試験会場 福井県児童・女性相談所（福井市木田3丁目701）  
・受験票は発行しません。  
・試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越しください。

## 5 合否通知

試験終了後速やかに合否を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。なお、採用後に、採用理由が消滅した場合（臨時的任用職員が必要とされなくなった場合）には退職していただくことになります。

## 6 勤務条件

勤務日 原則月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分

給料 263,400円(月額)(大学(修学年数4年)卒の場合)

※令和8年4月1日現在

※なお、職歴等のある方については、一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

諸手当 地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当等を任用期間に応じて支給します。

## 7 申込手続

別紙の「福井県臨時的任用職員申込書」に必要事項を記入の上、「3 応募資格」の(1)の資格を有することを証するもの(最終学歴の学校の卒業(修了)証明書および最終学歴の学校の学業成績証明書)を添付し、福井県児童・女性相談所まで持参または郵送(書留)してください。

申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員申込み」と朱書きしてください。

|                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|
| (郵送先) 〒918-8105 福井市木田3丁目701<br>福井県児童・女性相談所 地域支援課<br>TEL 0776-35-1581 |
|----------------------------------------------------------------------|

## 8 申込受付期間

令和8年8月 日( )から

午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日は除く。)

(郵送の場合は、必ず書留郵便としてください。)

## 9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、口頭での開示を求めることができます。

### (1) 開示の内容等

| 口頭で開示を求めることができる者  | 開示内容        | 開示期間          | 開示場所                             |
|-------------------|-------------|---------------|----------------------------------|
| 当該採用試験に合格しなかった者本人 | 総合得点および総合順位 | 合否通知の到達日から1か月 | 福井市木田3丁目701<br>福井県児童・女性相談所 地域支援課 |

### (2) 開示の手続き

開示を求める場合は、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、開示を求める本人(代理人は認めません)が直接、福井県児童・女性相談所地域支援課へお越しください。(ただし、土曜日、日曜日および祝日は受け付けておりません。)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 運転免許証        | ④ 日本国旅券(パスポート) |
| ② 各種健康保険の資格確認書 | ⑤ 各種年金手帳等      |
| ③ 個人番号カード      |                |

※環境への配慮から来所に際しては、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

また、車を利用するに当たってはアイドリングストップなどエコ運転にご協力ください。